

監査告示第 15号

令和2年9月24日

鹿児島市監査委員	内	山		薫
同	小	迫	義	仁
同	山	口		健
同	長	浜	昌	三

令和2年度定期監査（第1回工事監査）の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき下記のとおり実施した定期監査（第1回工事監査）の結果について、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

#### 記

1 監査対象局部課

建設局 道路部 道路維持課

2 監査の期間

令和2年4月1日から同年6月30日まで

3 監査対象工事

伊敷工事事務所舗装補修工事（その2）



道維第143号  
令和2年8月27日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸  
(道路維持課取扱い)



令和2年度定期監査（第1回工事監査）の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項に基づき、下記のとおり通知します。

記

指摘事項等	担当局部課	措 置	措置状況
[指摘事項] 伊敷工事事務所舗装補修工事（その2）において、本来1件の工事として指示すべき工事を2つに分け指示しており、鹿児島市建設局単価契約工事実施要領に基づく適切な手続きがなされていなかった。	建設局 道路部 道路維持課	今回指摘された事項については、鹿児島市建設局単価契約工事実施要領に基づく必要な手続きを認識不足で行わず施工したことが原因でした。 今後はこのようなことのないよう、事前に現場状況を的確に把握するとともに要領に基づく手続きを適切に行うよう、令和2年8月11日に、所属長から所属課単価契約工事担当者全員に指導を行いました。 また、部内においても部長名で各課に適切な手続きの徹底と施工中の工事と同様の事例はないか通知し、再発防止の周知徹底を図りました。	措置済